

## 【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
5	町民生活課	国民健康保険	-	<p>小野町は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</li> <li>銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</li> <li>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</li> <li>・資格継続、高額該当回数の引き継ぎ業務を（福島県国民健康保険団体連合会への委託により、）次期国保総合システム、ネット国保情報集約システムを移行する。</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、小野町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等を行う。保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。</p> <p>公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込（被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム（デジタル庁）から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施）を行う。</p>	<p>市町村は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の異動届（転入、転出、社加、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</li> <li>2 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</li> <li>3 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</li> <li>4 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</li> <li>5 世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</li> <li>6 被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</li> </ol> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。）と連携する。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等を行う。保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。</p> <p>公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込（被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム（デジタル庁）から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施）を行う。</p>	
			1-1. ③ システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民健康保険（税）システム</li> <li>2. 国民健康保険（資格）システム</li> <li>3. 国民健康保険（給付）システム</li> <li>4. 収納消込／滞納管理システム</li> <li>5. 団体内統合宛名システム</li> <li>6. 中間サーバー</li> <li>7. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険（税）システム</li> <li>2 国民健康保険（資格）システム</li> <li>3 国民健康保険（給付）システム</li> <li>4 特別徴収管理システム</li> <li>5 収納消込／滞納管理システム</li> <li>6 団体内統合宛名システム</li> <li>7 中間サーバー</li> <li>8 国保総合（国保集約）システム（※）</li> </ol> <p>※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	
			1-3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</li> </ul>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <p>番号法第9条第1項 別表の24、44の項</p>	
			1-4. ② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠）</li> <li>○別表第二（第27、42、43、44、45、121の項）（別表第二における情報提供の根拠）</li> <li>○別表第二（第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項）</li> </ul>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）</p> <p>2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p>（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）</p> <p>48、69、70、71、160の項</p>	
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	町民生活課長	
			1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<p>小野町役場 総務課</p> <p>郵便番号963-3492</p> <p>住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地</p> <p>電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121</p> <p>E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp</p>	<p>小野町役場 デジタル推進室</p> <p>郵便番号963-3492</p> <p>住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地</p> <p>電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121</p> <p>E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp</p>	
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和5年10月31日時点	令和8年2月27日時点	

## 【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
			IV-8 人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である	プルダウンから選択してください。
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	プルダウンから選択してください。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		小野町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修等において離席時のログアウト徹底を呼び掛けており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。